



佐賀県公報

平成19年
2月9日
(金曜日)
号外第2号

目次

選挙管理委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 政治資金規正法に基づく政治団体の公表 (告示・八) 一
- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 (" " 九) 二
- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散 (" " 一〇) 三
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出 (" " 一一) 四
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 (" " 一二) 四
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (" " 一三) 四
- 人事委員会事項
- ◎佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (規則・一) 五
- ◎佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (" " 二) 五
- ◎佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則 (規則・一) 六

○選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十九年二月九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 政党

二 その他の政治団体

政党の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党三根町支部	田代 敏光	原 住彰	三養基郡みやき町大字東津七四〇一
自由民主党神埼市支部	松本 軍二	木原 憲治	神埼市神埼町本堀二六三四
自由民主党吉野ヶ里町支部	北村 一成	多良 光英	神埼郡吉野ヶ里町大曲一八二三番地
自由民主党武雄市地域協議会	藤山 馨	石丸 定	武雄市北方町大字大崎一七〇六番地二
自由民主党佐賀県軍恩総支部	福島 政信	西川 俊子	佐賀市水ヶ江一丁目七一九
自由民主党佐賀県栄養士連盟支部	吉浦 栄子	枝吉千年世	佐賀市多布施四丁目一三番一
自由民主党嬉野市地域協議会	山口 要	神近 勝彦	嬉野市嬉野町大字下宿乙二一八八
自由民主党佐賀県衆議院支部	保利 耕輔	松尾 幸長	唐津市東城内六番四七号
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
田崎信幸後援会	中江 定吉	田崎 信幸	唐津市肥前町切木甲一〇一三番地一四
橋本やすし後援会	福山 博志	橋本 恵子	鳥栖市京町七二九番地
松本末治後援会	永田 陽介	森 賢一	鹿島市大字音成丙二三
田原ひでゆき後援会	綿島 正登	岡 春男	神埼市神埼町竹九八二
佐賀県山田としお後援会	中野 吉實	柳川 正博	佐賀市栄町二番一号
まん中に市民のいる会	福山 博志	橋本 恵子	鳥栖市京町七二九番地
鳥飼勝美後援会	鳥飼 勝美	大場 靖典	三養基郡基山町大字園部三三五一

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
田原ひでゆき後援会	綿島 正登	平成一七年三月三〇日
岩永くまと後援会	杉原 正二	平成一八年一月二六日
杉光克己後援会	山田 豊	平成一八年一月二八日
杉光克己藤朋会	杉光 克己	平成一八年一月二八日
今井まなぶ後援会	今井 学	平成一八年二月一日
佐藤吉郎次後援会	久保山政人	平成一八年二月一〇日
久保けんじ後援会	久保 利春	平成一八年二月二八日

◎佐賀県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十九年二月九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
橋本 康志	鳥栖市長	橋本やすし後援会	鳥栖市京町七二九番地	橋本 康志
田崎 信幸	佐賀県議会議員	田崎信幸後援会	唐津市肥前町切木乙五三三番地五	田崎 信幸
平間 智治	多久市議会議員	へいまとしはる後援会	多久市東多久町大字別府二九四九番地八一八	平間 智治
鶴田 典康	鹿島市議会議員	鶴田典康後援会	鹿島市大字高津原三五八〇番地一	鶴田 典康

宮原 真一	佐賀県議会議員	真政會	三養基郡みやき町江口三三二	宮原 真一
-------	---------	-----	---------------	-------

古賀 善行	佐賀県議会議員	古賀よしゆき後援会	佐賀郡久保田町大字新田一一〇七一	古賀 善行
島内 宏	佐賀県知事	生きる知恵と子どもの未来を考える会	佐賀市駅前中央一八一三二一五〇三	島内 宏

◎佐賀県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年二月九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
大坪英樹後援会	公職の種類	佐賀県議会議員	鳥栖市議会議員
きはら奉文後援会	主たる事務所所在地	佐賀市神園二丁目八一三パークサイド神園一〇一号	佐賀市多布施四丁目二〇一三五
むかいかど慶人後援会	公職の種類	佐賀県議会議員	鳥栖市議会議員
徳光清孝後援会	主たる事務所所在地	佐賀市水ヶ江三丁目九番一七号	佐賀市朝日町五番一五号

◎佐賀県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年二月九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
杉光 克己	佐賀県議会議員	杉光克己藤朋会	嬉野市塩田町大字久間甲四一五八番地	杉光 克己	平成一八年一月一九日
今井 学	みやき町議会議員	今井まなぶ後援会	三養基郡みやき町大字天建寺一四〇六番地	今井 学	平成一八年一月二二日

○ 人事委員会事項

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月九日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

◎佐賀県人事委員会規則第一号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の公安委員会の警察本部の項中

「 刑事調査官

「 百分の十五

」を

検視官 百分の十五

刑事指導官 百分の十五

刑事指導官 百分の十五
広域捜査官 百分の十五

犯罪抑止対策室長 百分の十五

安全・安心まちづくり推進室長 百分の十五

地域指導官 百分の十五

地域指導室長 百分の十五

鉄道警察隊長 百分の十五

鉄道警察隊長 百分の十五
警察航空隊長 百分の十五

附 則

この規則は、平成十九年二月十三日から施行する。

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月九日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

◎佐賀県人事委員会規則第二号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第十一項第一号中「刑事調査官」を「検視官」に改める。

附則

この規則は、平成十九年二月十三日から施行する。

○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月九日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

●佐賀県公安委員会規則第一号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則(平成六年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「犯罪抑止対策室」を「安全・安心まちづくり推進室」に、「犯罪の抑止」を「安全・安心なまちづくりの推進」に改める。

第十三条中第四項を削り、第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 地域課に、警察航空隊を置く。

一 警察航空隊は、第一項第四号に掲げる事務のうち、警察用航空機の運用に関する事務をつかさどる。

二 警察航空隊に、隊長を置く。

三 隊長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。

四 隊長は、命を受け、警察航空隊の事務を掌理する。

第十三条第一項の次に次の一項を加える。

2 地域課に、地域指導室を置く。

一 地域指導室は、前項各号に掲げる事務のうち、地域警察官の指導に関する事務をつかさどる。

二 地域指導室に、室長を置く。

三 室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。

四 室長は、命を受け、地域指導室の事務を掌理する。

第十五条第四項中「刑事調査官」を「検視官」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 捜査第一課に、広域捜査官を置く。

一 広域捜査官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。

二 広域捜査官は、命を受け、第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事務のうち、広域捜査及び指導に関する事務をつかさどる。

第二十条第一項第六号を次のように改める。

六 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の規定による車両の使用者に

対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限に関すること。第二十六条の二第一号中「第二十六回全国豊かな海づくり大会及び」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年二月十三日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年二月九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 古川総合印刷